居宅介護支援事業所 アトラス青葉

<運営規程>

(事業の目的)

第 1 条 この規程は、株式会社ユニケアが開設する居宅介護支援事業所 アトラス青葉(以下「事業所」という。)が行う指定居宅介護支援事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護者や要支援者等(以下「利用者」という。)に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(事業の運営の方針)

- 第2条 事業の実施に当たっては、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮するものとする。
- 2 事業所の介護支援専門員は、利用者の心身の状況、その置かれている環境 等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健・医療・福祉サービスが、 多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮するものとする。
- 3 事業所の介護支援専門員は、居宅介護支援を行うに当たっては、利用者の 意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指 定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏す ることのないよう、公正中立に行うものとする。
- 4 事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画に基づくサービスの提供が 確保されるよう、居宅サービス事業者との連絡調整その他の便宜の提供を行 い、介護保険施設への入所を希望する場合にあっては、介護保険施設への紹 介その他の便宜の提供を行うものとする。
- 5 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - (1) 名 称 居宅介護支援事業所 アトラス青葉
 - (2) 所在地 愛媛県松山市小川甲 82 番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

- 第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
 - (1)管理者 1名(介護支援専門員を兼務) 管理者は、業務の管理を一元的に行うとともに、自ら指定居宅介護支援 の提供にあたるものとする。
 - (2) 介護支援専門員 1名以上 (ただし、1名は常勤で管理者兼務) 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

- 第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。
 - (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。 ただし、国民の祝日、12月30日から1月3日まで及び 8月13日から8月15日を除く。
 - (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
 - (3) 休日及び勤務時間外であっても、電話等により24時間常時連絡が可能な体制をとる。(089-908-7321)

(指定居宅介護支援の内容及び利用料)

- 第6条 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとする。
 - (1) 要介護認定等の申請に関わる援助を行うものとする。
 - (2) 相談等を受ける場所は、第3条に規定する事業所内(必要に応じて居宅 訪問を実施)とする。
 - (3) 居宅介護サービス計画または居宅支援サービス計画の作成と実施状況を 把握する。
 - (4) 利用者の心身の状況、住環境、家族の状況など居宅介護支援に必要な課題を分析する。
 - (5) 利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、又は要介護状態になることを予防するための支援を行うものとする。
 - (6) サービス担当者会議等は、当事業所内、利用者の居宅、主治医医療機関、 各サービス提供事業所等にて実施する。
 - (7) 指定居宅サービス事業所及び介護保険施設等への紹介、その他の便宜を 提供する。
- 2 居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、 介護保険法による介護報酬の告示上の額とする。
- 3 事業者は、法定代理受領に該当しないサービスを提供した場合には、 利用者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により 算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。

- 4 通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、 その実費を徴収する。通常の事業の実施地域を越えた地点から、1 キロメート ルにつき 5 0 円とする。
- 5 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書(記名押印)を受けることとする。

(指定居宅介護支援の提供方法)

- 第7条 指定居宅介護支援の提供方法は次のとおりとする。
 - (1) 利用者の相談を受ける場所は、第3条に規程する所在地とする。(必要に 応じて居宅訪問を実施)
 - (2) 使用する課題分析の種類は、「居宅サービス計画ガイドライン」または「厚生労働省の通知で示された課題分析標準項目を満たす方式」とする。
 - (3) サービス担当者会議の開催場所は、第3条に規程する所在地とする。 (必要に応じて利用者の居宅、主治医医療機関、各サービス提供事業所等)
 - (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度は、少なくとも月1回以上とする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、松山市、今治市菊間町(島嶼部を除く、)の 区域とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

- 第9条 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じる。
 - ・虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - ・虐待の防止のための指針を整備している。
 - ・従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的に実施する。
 - ・虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を設置している。

虐待の防止に関する担当者

管理者/介護支援専門員・田村やよい

サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・ 親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速 やかに、これを市区町村に通報する。 (その他運営に関する重要事項)

- 第10条 居宅介護支援事業は、社会的使命を十分認識し、従業者の質的向上を 図るため、研究、研修の機会を設け、また業務体制を整備する。
- (1) 採用時研修は、採用後1ヶ月以内とする。
- (2)継続研修は、年1回以上とする。
- 2 従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持 させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべ き旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は本法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規程は、平成27年6月17日から施行する。
- この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- この規程は、令和4年7月4日から施行する。
- この規程は、令和6年4月1日から施行する。